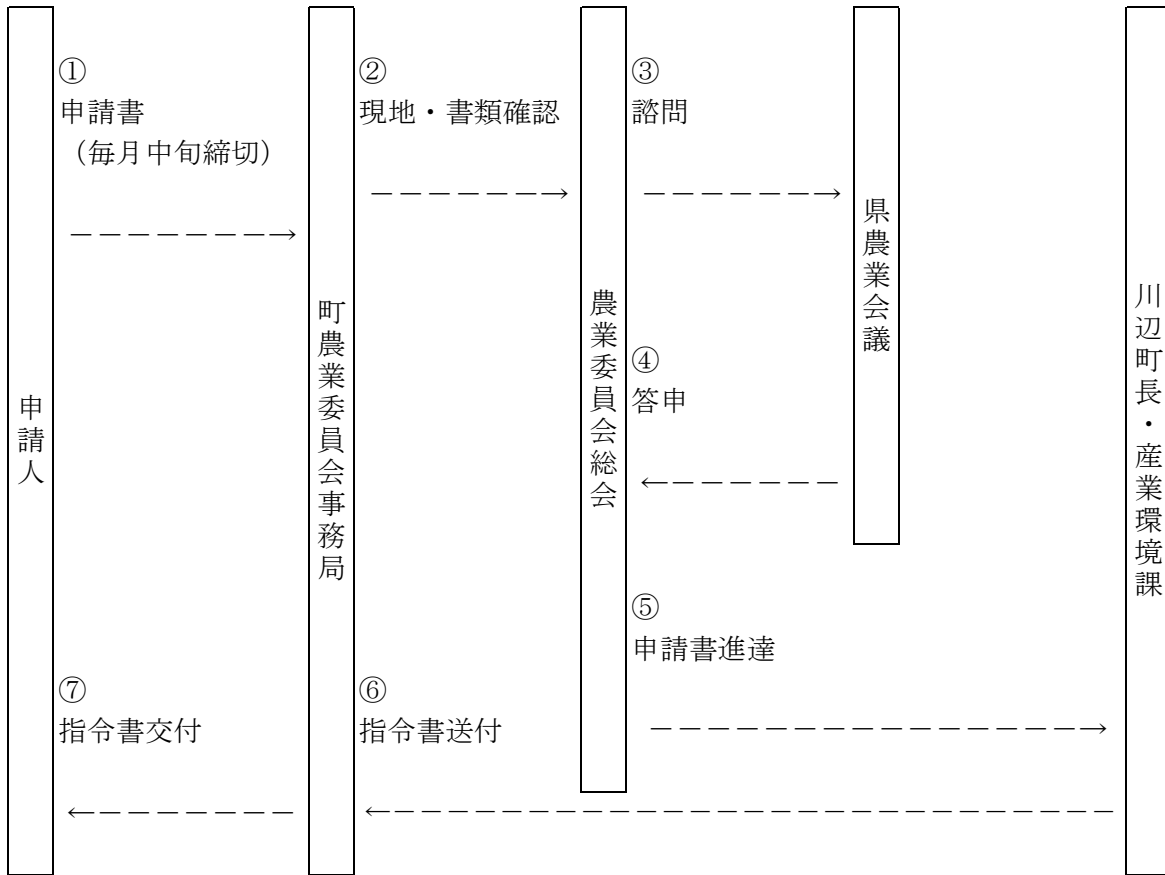


農地法第4条許可申請の許可までの流れ

◎ 農地法第4条許可申請



農地法第4条申請 提出書類（2部提出）

| | 必要提出書類 | 申請書 | 許可書 |
|----|---|-----|-----|
| 1 | 農地法第4条の許可申請書 | ○ | ○ |
| 2 | 全部事項証明（原本）【美濃加茂法務局で取得】 （登記簿の記載住所と申請住所が相違する場合は住民票抄本） | ○ | |
| 3 | 字絵図の写し等【美濃加茂法務局又は役場税務課で取得】 | ○ | ○ |
| 4 | 配置図（縮尺1／500程度）及び排水計画図 | ○ | ○ |
| 5 | 平面図（建物の間取りを示した図面）【建築物等がある場合】 | ○ | |
| 6 | 位置図（住宅地図の写し等）対象地を中心に斜線で表示 | ○ | ○ |
| 7 | 誓約書 | ○ | |
| 8 | 農業委員会委員の確認書 | ○ | |
| 9 | 隣地承諾書及び造成計画断面図（隣地が農地の場合） | ○ | |
| 10 | 土地改良区への転用通知書（土地改良区事務局へ） ※転用する農地が土地改良区の受益地である場合 | ○ | |
| 11 | 始末書（既に農地以外になっている場合） | ○ | |
| 12 | 宅地建物取引免許の写し（建売住宅の場合） | ○ | |
| 13 | 法人登記簿謄本及び定款（法人の場合） | ○ | |
| 14 | 資金証明（残高証明書、融資証明書、預貯金通帳の写し等） | ○ | |
| 15 | 工事完了報告書 ※土地現況確認申請書を提出すれば省略可。ただし、転用目的が「駐車場」「資材置場」「分譲住宅」であるもの及び「一時転用」については、省略不可。 | ○ | |

1の申請書がA4の2枚に分かれる場合は、割り印を押印していただきますようお願いします。

| 工事計画 | (3) 転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要 | | | | | | | |
|---|------------------------------|----|----------|----------|-----|----|----------|----------|
| | 第1期 | | | | 第2期 | | 合計 | |
| | 年 月 日から | | | | | | | |
| | 着 工 年 月 日まで | | | | | | | |
| | 名 称 | 棟数 | 建築面積 (㎡) | 所要面積 (㎡) | | 棟数 | 建築面積 (㎡) | 所要面積 (㎡) |
| 土地造成 | | | | | | | | |
| 建築物 | | | | | | | | |
| 小 計 | | | | | | | | |
| 工 作 物 | | | | | | | | |
| 小 計 | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | |
| 4. 資金調達 についての 計画 | | | | | | | | |
| 5. 転用する ことによ って生ず る付近の 土地・家 畜等の被 害防除施 設の概要 | | | | | | | | |
| 6. その他参 考となる べき事項 | | | | | | | | |

(記載要領)

- 1 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 2 法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容を、それぞれ記載してください。
- 3 「利用状況」欄には、田にあっては二毛作又は一毛作の別、畑にあっては普通畑、果樹園、桑園、茶園、牧草畑又はその他の別、採草放牧地にあっては主な草名又は家畜の種類を記載してください。
- 4 「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請に係る土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれ以外の区域のいずれに含まれているかを記載してください。
- 5 「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6か月単位で区分して記載してください。
- 6 申請に係る土地が市街化調整区域にある場合には、転用行為が都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条第1項の建築許可を要しないものであるときはその旨並びに同法第29条及び第43条第1項の該当する号を、転用行為が該当開発許可を要するものであるときはその旨及び同法第34条の該当する号を、転用行為が建築許可を要するものであるときはその旨及び建築物が同法第34条第1号から第10号まで又は都市計画法施行令第36条第1項第3号ロからホまでのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときは、その旨及びその理由を、それぞれ「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。

誓 約 書

別記土地を転用することについて下記事項を確実に守ることを約束します。

川辺町長 様

年 月 日

住 所

(転用事業者)

氏 名

印

記

1. 農地法により許可を受けた後は申請どおりの目的に供すること。
2. 農業用の用排水及び道路等に支障のないよう措置すること。
3. 用排水路、道路（私有地を含む）、河川敷等の法面を埋立て又は占用するときは、別途町長に、国道、県道及び河川については、国道事務所及び県土木事務所に所定の手続きをおこない、その承認を受けて施工すること。
4. 用排水路、道路の変更、移転を必要とするときは、地元関係者の同意を得るとともに町長に届出し所定の手続きを了したうえ施工すること。
5. 付近の土地、作物及び家畜等に被害を及ぼす恐れのあるときは、それに対する防除施設を施すこと。
6. 転用地に工場、畜舎等を設置するときは、大気汚染、水質汚濁、騒音及び悪臭等の公害防止施設を施すこと。（別途、町県等に届出、協議等を必要とする施設についてはそれを了すること。）
7. 付近の土地、道路及び水路について、埋立の際及び転用後において土砂の流失、湧水、堆積、崩壊又はこの転用により施設等から生ずるガス、煤煙、粉塵、廃油、汚水等の流排水及び騒音、悪臭、その他これに類すること等により被害を与えたときは、それに対する損害を補償すること。
8. 建築基準法に定める基準までに道路を拡幅されても支障のないように転用して道路拡幅の際はその事業に協力すること。
9. その他特約事項
 - ① 農地転用許可後に事業計画を変更し、転用事業を行うこととなったときは、事業変更申請書（誓約書等関係書類添付）を農業委員会を經由して許可権者に提出すること。
 - ② 転用事業完了後において許可にかかる土地をやむを得ず他に譲渡するときは、譲渡人の責任において新たに取得する者にこの制約事項を確実に引き継ぐこと。

土地の表示

川辺町

農業委員確認書

地元農業委員様

(申請人) 住所
氏名

印

農地法第4条の規定による許可申請について

上記(申請人)の申請に基づき、下記農地につき農地の潰廃等()の敷地)を目的とする農地法第4条の規定による許可申請書を提出することを確認願います。

記

| 大字 | 字 | 地番 | 地目 | 地積 (㎡) | 潰廃目的 | | | 耕作者 |
|----|---|----|----|--------|------|----|---|-----|
| | | | | | 住宅敷地 | 工場 | 他 | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

| 申請人耕作面積 | 田 (㎡) | 畑 (㎡) | 計 (㎡) | 農業従事者 | |
|---------|-------|-------|-------|-------|----|
| 自作地 | | | | 男人 | 女人 |
| 借入地 | | | | | |
| 貸付地 | | | | | |

上記申請書が提出されることを確認します。

年 月 日

地元農業委員

印

隣地承諾書

1. 土地の表示

| 大字 | 字 | 地番 | 地目 | | 面積 (㎡) | 備考 |
|----|---|----|----|----|--------|----|
| | | | 登記 | 現況 | | |
| | | | | | | |

2. 土地の所有者 住所

氏名

印

3. 転用目的

敷地

上記の土地を目的のとおり転用されることを承諾します。

| 隣接地大字・字・地番 | 所有者住所 | 所有者氏名 | 印 |
|------------|-------|-------|---|
| | | | |

農地転用許可(承認)後の工事進捗状況・完了報告

年 月 日

川 辺 町 長 様
川辺町農業委員会会長 様

住所
氏名

印

農地転用〔許可承認〕後の工事〔進捗状況完了〕報告について(第 回分)

先に農地法第 条の規定により転用〔許可承認〕になりました土地の工事進捗状況を下記のとおり報告します。

記

〔許可年月日 年 月 日
承認年月日 年 月 日〕

〔許可指令番号 川産指令 第 号
承認指令番号 川産指令 第 号〕

転用〔許可承認〕地

事業面積 m²のうち農地 m²

事業目的

建設計画 着工(予定) 年 月 日
完了(予定) 年 月 日

工事進捗状況

(記載注意)

- 1 工事進捗状況は詳細に記載することとし、現況の分かる写真を添付すること。なお、建設工事が当初計画どおり進捗していない場合(遅延及び未着手)には、その理由及び今後の見通しを具体的に記載すること。
- 2 農地転用事業計画変更承認を受けた場合は、承認年月日及び承認指令番号も記載すること。
- 3 ()内のうち、不要の字句を抹消すること。

農地転用等の通知書

このたび下記の土地についての農地法第 条第 項第 号の規定による〔許可の申請届出〕にあたり、地区除外等処理規程第2条の規定に基づき、あらかじめ通知します。

なお、同規程第3条の申入れ事項等については、別途協議し、第6条の決済金については所定の方法によりこれを納付します。

年 月 日

転用組合員 住 所

氏 名

印

転用関係者 住 所

氏 名

印

記

1 土 地

加茂郡川辺町 大字

| 字 | 地 番 | 地目 | 用途 | 地積 m ² | 転用面積m ² | 転用目的 | 転用予定日 | 備考 |
|---|-----|----|----|-------------------|--------------------|------|-------|----|
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

2 位 置 区 別 紙

3 農業委員会(県知事)に〔転用許可申請書
転用届出書〕を提出しようとする日

年 月 日 (予定)

上記確認済

地区総代

印

(注) 転用に係る土地が小作地である場合にあっては、当該土地の所有者も転用関係者として連署すること。

意見書

別紙記載の土地に係る農地法第 条の許可申請について、本土地改良区の意見は下記のとおりです。

年 月 日

川辺町木曾川右岸用水土地改良区
理事長 ㊟

記

農地転用に伴う措置（地区除外処理規程第3条）等については協議が整い、本土地改良区としては差し支えない。ただし、以下の条件を守ること。

- 1 土地改良施設（農業用用水路施設）の利用を害さないための工事を施工すること。なお、農業用排水路、農道等で川辺町が管理する土地改良施設については、別途町と協議すること。
- 2 転用組合員または転用関係者の責に帰すべき土地改良施設のき損の復旧を行うこと。
- 3 汚濁物の水路への流入を防止すること。
- 4 地区除外により受益を受けなくなった施設については指示により他の受益地へ移設すること。
- 5 その他、土地改良区の事業に支障を生ずる事項について必要な措置をとること。

地区除外申請書

年 月 日の通知に係る土地につき、年 月 日以降これを転用
するので、土地改良区の地区から除外されたく申請します。

年 月 日

転用組合員 住 所

氏 名

印

転用関係者 住 所

氏 名

印

川辺町木曾川右岸用水土地改良区
理事長 様

(注) 転用に係る土地が小作地である場合にあつては、当該土地の所有者も転用関係者として連署すること。